○農林水産省告示第二千九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市竹俣字榛ノ木平三二七の乙

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市台上字小丸山一八八、一九〇、一九三、一九四、一九五の一から一九五の七まで、一九六、一九七の一、一九九の二、二〇八の一から二〇八の三まで、八七四の一から八七四の六まで、八七五、八七六の一から八七六の一八まで、九二一の二、九二一の三、字十二木九一九、九二一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市寺尾字水頭四、五の一、五の三、五の五、六の一、七の五、五日町字水頭一七八六、一七八七の一、一七八七の三、一七八八、一七八九、一七九〇の一、一七九〇の三、一七九〇の五、一七九〇の六、一七九〇の九、一七九一、一七九二の一、一七九二の子

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字長沢字井沢四九三〇から四九三三まで、四九四二、四九四六から四九四九まで、四九四九の子

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百七十五号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十一月十四日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

アスモ株式会社

二　主たる事務所の所在地

兵庫県尼崎市北初島町十三番地

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○関東地方整備局告示第四百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	宇都宮市雀の宮六丁目六四四番二から同市雀の宮四丁目七三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月五日

○関東地方整備局告示第四百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二百二十七号線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都中野区大和町一丁目、大和町二丁目、大和町三丁目及び大和町四丁目地内

使用の部分　東京都中野区大和町二丁目及び大和町四丁目地内

○関東地方整備局告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　日野都市計画道路事業三・四・三号落川平山線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都日野市落川、三沢一丁目及び三沢二丁目地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第千百七十六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十一月十四日に次のとおり認定したので、第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

アスモ株式会社

二　主たる事務所の所在地

兵庫県尼崎市北初島町十三番地

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）